

〔研究ノート〕

中国で裁判を受けたロビンソン・クルーソー

佐 立 治 人

目 次

- 一 ラクダ代を踏み倒そうとして
- 二 ロビンソン・クルーソーの誤解

一 ラクダ代を踏み倒そうとして

一六三二年にイングラランドのヨーク市に生まれたと設定されているロビンソン・クルーソーは、一六五九年から一六八六年まで二十八年間、西インド諸島の無人島で暮らした後、一六八七年、イギリスに帰国した。ここまでは周知の話であるが (Daniel Defoe, *The Life and Strange Surprising Adventures of Robinson Crusoe*, 1719. 平井正穂訳『ロビンソン・クルーソー(上)』岩波文庫)、ロビンソン・クルーソーの物語には続編がある。一七一九年に刊行された *The Farther Adventures*

of *Robinson Crusoe* (平井正穂訳『ロビンソン・クルーソー(下)』岩波文庫)である。

この続編の中で、ロビンソン・クルーソーは、一六九五年、中国行きの船に乗って、イギリスを出た。ベンガルに置き去りにされ、六年後、ベンガルから中国へ向かって船出した。年月は明記されていないが、旅程から見ると一七〇二年、北緯三十度付近に位置する小さな港 *Quinchang* から中国に上陸した。この港は浙江省寧波府鎮海県の港であろう。そこから北京へ行き、一七〇三年(年は明記されていない)二月、ロシア人らの大商隊と共に北京を出発した。万里の長城を越え、ナウンという中国の国境の町を経て、同年四月、ロシア帝国の領域内に入った。トボルスクで隊商と別れ、一七〇五年一月、ロンドンに帰り着いた。

ロビンソン・クルーソーは、長城を越えた後、ナウンの町まで二日半の行程に位置する村 (Town) とも Village とも表記されている。) で、一匹のラクダを買いたくなり、一人の中国人男性にラクダを手に入れてくれるよう頼み、その人とともに村から二マイル離れたラクダ売り場に行き、値段に合意して一匹のラクダを買った。明記されていないが、中国人男性がラクダの代金を立て替えたのであろう。ところが帰り道でタルタル人に襲われ、中国人男性の引いていたラクダを奪われてしまった。そして、村に帰ってから、ロビンソン・クルーソーは、この中国人男性によって訴えられたのである。The Farther Adventures of Robinson Crusoe (Pickering & Chatto, London, 2008, pp. 187-8) に次のように記されている。和訳に当たっては、平井正穂訳『ロビンソン・クルーソー (下)』(岩波文庫、二〇〇七年。三四二頁から三頁) を参考にした。

【和訳】

注目すべきことに、私達が村に帰った時、ラクダ代を支払ってくれるよう、その中国人男性が要求したのです。私はそれを渋りました。そして、この争いは当地の中国人裁判官

の法廷に持ち出されました。即ち、イギリスであれば、私達は治安判事の前に出たのです。正当に評価するならば、その中国人裁判官は、十分な慎重さと公平さでもって判決を下しました。彼は、両当事者の主張を聴いてから、ラクダを買ったために私と一緒に行った中国人男性に向かって厳粛に尋問しました。「あなたは誰の使用人ですか。」「私は誰の使用人でもありません。」と中国人男性が答えました。「この異邦人と一緒に行っただけです。」と裁判官が尋ねました。「この異邦人の依頼によつてです。」と中国人男性が答えました。「ということはどうなります。」裁判官が言いました。「あなたはその時間は、この異邦人の使用人だったので。そしてラクダがこの異邦人の使用人に引き渡されたのですから、ラクダはこの異邦人に引き渡されたことになりました。ですから彼はラクダ代を支払わなければなりません。」

白状しますが、事情があまりにも明白でしたので、私は言うべき言葉が一言もありませんでした。それどころか、因果関係についてのこのような正しい推論、及び訴訟の原因のこのような正確な説明を聞いて感心してしまい、私はラクダ代

を喜んで支払いました。

ロビンソン・クルーソーがこの村に着いたのは、ユリウス暦の一七〇三年（年は明記されていない）。二月初めに北京を出発して一ヶ月以上経った時から、ロシア帝国の国境に達した同年四月十三日までの間の時点であるので、清の康熙帝の四十二年である。

この村は、タルタル人の襲撃に備えて要塞化されており、ナウンの町 (the City Naun, or Naum, *Ibid.*, p. 189.) に到るまで、およそ二日半かかる、と記されている (*Ibid.*, p. 186.)。ナウンは、吉田金一『ロシアの東方進出とネルチンスク条約』（東洋文庫、昭和五十九年。八十三頁）に拠れば、齊齊哈爾（チチハル。現在の黒龍江省齊齊哈爾市）であり、ロシア人がこれをナウンと呼んだ。齊齊哈爾は、もとは卜魁という名であったが、康熙三十年（一六九二）に城が築かれた際、近村の名を取った。康熙三十八年（一六九九）、黒龍江將軍が墨爾根城から移駐し、黒龍江省の治所となった（吉田前掲著書、三三七頁、『盛京通志』卷十五、『黒龍江外記』卷一、『清史稿』卷五十七）。

ナウンの町まで二日半の距離は、日行五十里（清律、名例律、

中国で裁判を受けたロビンソン・クルーソー

流犯在道会赦条）で計算すると、百二十五里（一里は五百七十メートル）である。嘉慶十五年（一八一〇）に成った西清撰『黒龍江外記』の卷二に拠れば、康熙二十四年（一六八五）に、齊齊哈爾から南へ伯都訥（現在の吉林省扶余県）に至る路と、齊齊哈爾から東北へ黒龍江城（現在の黒龍江省黒河市）に至る路とに十九の駅が置かれた。これらの駅では、駅丁が聚落を成し、駅ごとに百十家を下らなかつた。駅丁は皆、官から家屋を与えられ、旅客を待った。勝手に旅店を開く者もいた。駅と駅との間には全く人が住んでいなかった。これらの駅のうち、齊齊哈爾城中の卜奎駅から西南五十五里の駅が特木徳赫であり、そこから南七十五里、即ち齊齊哈爾城から南百三十里の駅が温托敏であった。この温托敏を、ロビンソン・クルーソーが裁判を受けた村の候補地としたい。

ラクダ (Camel) については、イズブラント・イデスの『モスクワから中国への三年間の旅』(E. Ysbrandts Ides, Three Years Travels from Moscow to China, London, 1706, p. 81.) に「一六九四年二月十九日に私 (イデス) は北京を出発し、二十五日に長城に近いガルガンの町に着いた。そこから我々はナウンに行き、そして、いくつかのチチハル地方の (Xixigarschean) 村を

通過して、タルタル人の辺境、そして大砂漠へ向かった。そこ（砂漠の中か手前にある村を指すのであろう。）に我々は野営し、数日間留まった。そして、我々のラクダ用の鞍、及び他の、旅行に必要な物すべてを手に入れた。そこでは、ラクダとラバが大変安かった。」と記されている。イデスはモスクワから中国に派遣された使節である（吉田前掲著書、三三〇頁）。イデスのこの旅行記は、中国についてデフォーが参照したとされる文献の一つである（大野英二郎『停滞の帝国——近代西洋における中国像の変遷』国書刊行会、二〇一一年。一七六頁）。

『黒龍江外記』巻八に、「土、驢・羸（ラバ）を産す。形體皆小なり。駱駝（ラクダ）は、ただ呼倫貝爾（ホロンバイル）のみ、これ有り。」とある。呼倫貝爾は、現在の内蒙古自治区海拉爾市であり、齊齊哈爾の西北約三百八十キロの地点に位置する。

ロビンソン・クルーソーが受けた裁判は、中国人対外国人の裁判である。清律の名例律、化外人有犯条に「化外（小注。來降）の人、罪を犯す者は、並びに律に依りて擬断す。」と定められているから、ロビンソン・クルーソーの行為には清律が適用される。ロビンソン・クルーソーは、立て替えてもらったラ

クダ代を踏み倒そうとしたので、その行為は、清律の戸律、錢債、違禁取利条の「私債を負欠し、約に違ひて還さざる者は、五兩以上、違ふこと三月なれば、笞一十。」という規定に当てはまる。しかし、踏み倒そうとした金額が五兩よりも少ないか、五兩以上であっても、支払わなかった期間が三ヶ月よりも短いので、何の刑罰も受けずに済んだのである。けれども、同条の「並びに本利を追して主に給す。」という規定を待つまでもなく、立て替えてもらった代金は支払わなければならない。

二 ロビンソン・クルーソーの誤解

The Father Adventures には、ロビンソン・クルーソーが中国滞在中に、中国人の生活や学問、中国の政治や軍事力に対して抱いた感想が述べられている。大野英二郎『停滞の帝国』（前掲、一七七頁）が指摘するように、それらの感想は「きわめて辛辣」である。例えば、「私が故国に帰って、みんながシナ人の力や富や光栄や莊嚴さや貿易などについてひどくほめそやしているのを聞いた時、何ともいえない不思議な気がしたことを、ここにいつておかなければならない。なぜなら、彼らが無知で汚らしい奴隷の単なる輕蔑すべき集団が群衆にすぎず、そ

してそういう連中しか治める能力のない政府に隷属しているということを、「私は実際に見て知っていたからである。」(平井訳『ロビンソン・クルーソー』(下)前掲、三二七頁。Ibid., p. 174.)と述べられている。

このような感想を述べる一方で、ロビンソン・クルーソーが、ナウンまで二日半の村で中国人裁判官が行った裁判を高く評価しているのが印象的である。しかし、これは、西欧諸国に比べて中国では他の何が劣っていても、裁判だけは優れている、と評価しているのではなく、未開で粗野な異教徒の裁判にしては予想外にまともである、と評価しているにすぎないであろう。というのは、ロビンソン・クルーソーは、「彼らの富や貿易や政治力や軍事力の偉大さは、(中略)シナ人が野蛮人とそう大差のない未開の異教国民だということを思えば、それがとうてい期待できないと考えざるをえないが故に、われわれにとつては驚くべきものとして映ってくるのである。(中略)そうでなければ、それ自体としては全然問題にするには足りないものなのだ。」(平井訳、同上、三二六頁。Ibid., p. 173.)と述べているからである。

ロビンソン・クルーソーは、中国からイギリスに帰国した後、

中国で裁判を受けたロビンソン・クルーソー

『反省録』(Serious Reflections during the Life and Surprising Adventures of Robinson Crusoe, 1720. Pickering & Chatto, London, 2008.)を著した)ことになってくる。大野『停滞の帝国』(前掲、一七六頁)に拠れば、『反省録』の「世界の宗教の現状」という章(Chap. IV. An Essay on the present State of Religion in the World.)で中国が論じられている、というので見てみると、中国の法律や裁判についてのたらめな説明(Ibid., pp. 140-1.)が見つかったので紹介したい。

「イングランドで中国人を礼賛する人々は、統治組織と機械技術が中国人の卓越する二分野であると主張する。しかし前者は完全な圧政に他ならず、上級官吏が強権的に命令し、統治するがままに、人民が盲従する世界では、それがもっとも安易な統治方法である。首を吊れと命令すれば、少し泣いた後、ただちにそれに従うとさえいわれる人民を治めるために、どのような政治が必要であろうか。(以上大野訳。『停滞の帝国』前掲、一八一頁)統治に関する中国人の諸原則は、彼ら自身の間では十分にうまく作用するかもしれないが、我々に対してならば、全くの混乱をもたらすだけである。中国ではそうではない。それはひとえに、

官僚が命じることが何でも法律であり、そして、神自身、即座に天罰を与えたいと思わない限り、官僚の命令を否定する力も関心も、中国人に対して持つていないからである。」

この中に「首を吊れと命令すれば、少し泣いた後、ただちにそれに従うとさえいわれる人民」とあるが、ほんの些細な権利侵害にさえ敏感に反応し、相手の官私を問わず、対抗措置を取る中国人民に対して、よくもこのような誤解をする人がいたものである。また、「官僚が命じることが何でも法律である。」

(whatever the Mandarin says, is a Law) とあるが、中国では、法律を制定することができるのは皇帝ただ一人であり、一般人民だけではなく、官僚も、皇帝が制定した法律に従わなければならない。もし従わなければ、どれ程の高級官僚であっても、法律に定められた刑罰を受けることになる。続いて次のように述べられている。

「中国の法律の大部分は、即時の判決、迅速な執行、正しい報復、及び侵害からの公正な保護の中に存する。中国の刑罰は残酷で過度である。例えば、窃盗に対して、両手と両足を切り落とすのである。一方で、殺人や他の極悪な

犯罪を行った者を釈放するのである。」

この中に「窃盗に対して、両手と両足を切り落とす。」とあるが、両手と両足を切り落とす刑は凌遲処死である。凌遲処死は、謀反や尊属殺人等、人倫に反する罪に対する刑であつて、「窃盗に対しては科されない。「殺人や他の極悪な犯罪を行った者を釈放する。」とあるが、これは、中国皇帝が行う過度な恩赦について述べているとすれば、間違いとは言えない。続いて次のように述べられている。

「中国の官僚は、大変多くの訴訟事件で、我々の治安判事のような、中国人民の裁判官である。しかし、その時、彼らは、慣習、口碑、もしくは現在の世論に依拠して判決を下す。そして、判決が正しいかどうか、あるいは刑罰を軽減すべきかどうかを考慮する手間や時間をかけることなく、ただちに判決を執行するのである。しかし、そのような考慮は、すべてのキリスト教国でなされているし、人間は間違えやすいものだという意識があれば、当然なされるはずである。」

この中に「中国の裁判官は慣習、口碑、もしくは現在の世論に依拠して判決を下す。」(they judge by Customs, Oral Tradition)

tion, or immediate Opinion)とあるが、中国の裁判の判決基準は、皇帝が制定した法律だけである。清朝で言えば『大清律例』ただ一つである。「人情」(人間の自然な感情)や「道理」が判決で言及されることはあるが、法律を柔軟に解釈するための理由として言及されるにすぎない。「現在の世論」が「人情」を指しているのかもしれない。「慣習」が中国の裁判の判決基準ではなかったことは、滋賀秀三『清代中国の法と裁判』(創文社、昭和五十九年)第五「法源としての経義と礼、および慣習」第二節に説明されている。二十世紀の中国法研究者の中にも、旧中国の裁判官は慣習に依拠して判決を下した、と誤解する人がいた。十八世紀初期のイギリス人、ロビンソン・クルーソー、即ちダニエル・デフォーが既にこのような誤解をしていたことは興味深い。

また、「判決が正しいかどうか、あるいは刑罰を軽減すべきかどうかを考慮する手間や時間をかけることなく、ただちに判決を執行する。」とある。確かに、中国の裁判では、笞刑や杖刑という軽い刑はすぐに執行されたが、徒刑以上の重い刑に当たる案件は上級官司に送られ重ねて審理された。死刑が決まった案件を審査する制度も設けられていた。判決に不満がある訴

訟当事者は上訴することができた。

中国の法律や裁判に対するこのようなひどい誤解を含むロビンソン・クルーソーの『反省録』が、「百万人に一人も読まぬ」(和田敏英『イギリス十八世紀小説論』開文社出版、昭和六十二年。二二一頁)、「文学史乃至は経済史の研究者以外、今日ほとんど誰も読まない」(平井訳『ロビンソン・クルーソー(下)』「解説」前掲、四〇七頁)本であるのは、幸いであると
言わざるを得ない。